

【変更の理由】

上川北部地域森林計画に適合させるための変更

【変更内容】

- (1) 全国森林計画の策定に伴う文章の追加
- (2) 文言の追加・修正
 - ① 「公益的機能」 → 「森林の有する公益的機能」
 - ② 水源涵養林（ふりがな）
 - ③ 水源かん養林保安林（森林法の記載に基づき平仮名表記）
 - ④ 「～に当たっては」 → 「～にあっては」（漢字→平仮名）
- (3) 人工造林の標準的な方法に係る文章の追加・順序の整理並びに広葉樹の植栽本数の修正等
- (4) 下列りの標準的な実施時期を示す表の見直し（現地状況によらず年2回の実施を行うことなどが基本と受け止められかねない表現の見直しと注記を追加）
- (5) 文言整理 「～もとする」 → 「～ことする」（統一）
- (6) 別表（ゾーニング）の整理
 - ① 別表1 「山地災害防止林」と「特に効率的な施業が可能な森林」で重複している林小班的整理
 - ② 別表1 「特に効率的な施業が可能な森林」と別表3「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」で重複している林小班的整理
 - ③ 別表3 「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在」のうち、照査で既に存在しない林小班的削除

【変更が有効となる年月日】

令和6年4月1日